

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (5)

質問事項 (調査対象件数)			17. デンマーク (DK) 616	18. チェコ共和国 (CZ) 541	19. ニュージーランド (NZ) 492	20. ノルウェー (NO) 476				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断する(標準文字時)	19	同一と判断する(文字商標時)	0	同一と判断しない	0	同一と判断する	2
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違	同一と判断する	455	同一と判断する(文字商標時)	278	同一と判断しない	347	同一と判断する(標準書体時)	280
	h-2	書体の相違を認める程度	一般的な書体は同一と判断する	/	-	/	-	書体により異なる	/	
	i	標準文字の扱い	-	/	-	/	基礎が標準文字なら要宣言	/	-	/
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	EU 共通実務を採用している	/	書体の相違は考慮しない	/	同一でなければならない	/	-	/
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	-	/	差異は許容されない	/	-	/	-	/
l-1	色彩の相違	白黒とカラーは非同一と判断	444	同一と判断しない(例外はl-2)	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	5	
l-2	色彩の相違を認める程度	-	/	消費者が気づかない程度	/	-	/	-	/	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	-	/	-	/	課題はない	/	課題はない	/	
Q1-3	同一性認証の特徴	-	/	-	/	-	/	白黒とカラー非同一と判断	/	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	あり	/	なし	/	-	/	あり	/	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	公開 [国際出願の説明]	/	-	/	-	/	公開 [国際出願の説明]	/	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	-	/	-	/	-	/	-	/	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	-	/	商標の特定及び型の一致	/	電子的に基礎を複製している	/	-	/	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、色、位置、その他	/	立、音、和、色	/	立、音、和、色、位置、におい	/	立、音、色、におい、動、味他	/	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	/	-	/	なし	/	-	/	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	-	/	-	/	-	/	-	/	

4. 3. 19 ニュージーランド

(1) 案件調査結果（概要）

ニュージーランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 492 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 378 件（76.8%）であった。

ニュージーランドにおける特徴は、書体（フォント）の相違と連続商標の取扱いを除いて、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。文献調査では、書体（フォント）の相違を除き日本の運用では非同一と判断されると思われる事例は少なかった。

また、ニュージーランドに存在する連続商標制度では、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。複数の商標は、色の異なるもの、文字列が異なるものが含まれており、そのうちの 1 つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると判断されていること確認された。

また、基礎商標において文字商標が指定されている場合、商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、ニュージーランドの国際電子出願の出願ツールでは、国際出願の商標を基礎商標と同一の複製とすることが義務づけられているため、通常は評価する必要がない旨、調査票で回答があった。

(3) ニュージーランド知的財産庁調査票回答結果

ニュージーランド知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 19-1 に示す。

表 19-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	347*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字である場合は、国際出願の商標も標準文字でなければならない(ニュージーランドの国際電子出願様式ではこれを義務づけている)。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 19-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	商標は同一でなければならない。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ニュージーランドにおいて調査を行った結果を表 19-2 に示す。492 件のうち、標準文字の宣言のないものが 146 件、標準文字の宣言のあるものは 346 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 146 件中の 32 件 (21.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 346 件中の 346 件 (100%)、合計 378 件 (76.8%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 19-1～図 19-3 に示す。

表 19-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	146	346	492
同一と判断	114	0	114
非同一と判断	32	346	378

図 19-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

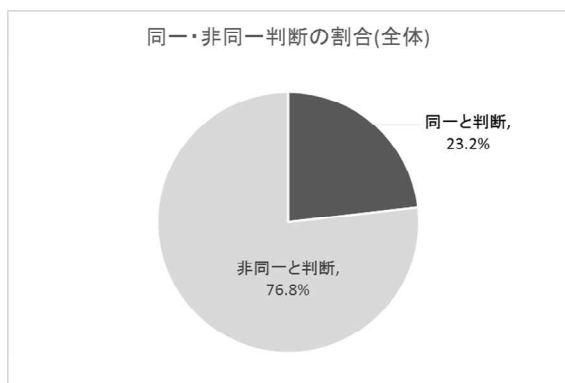


図 19-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

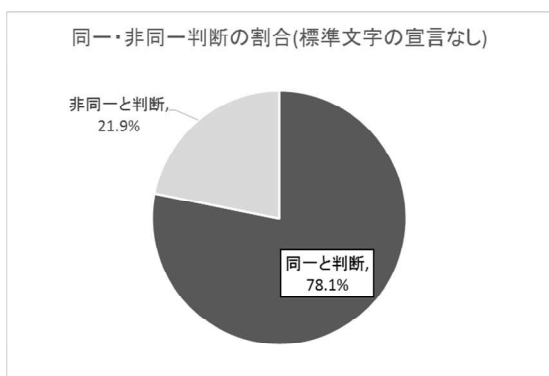
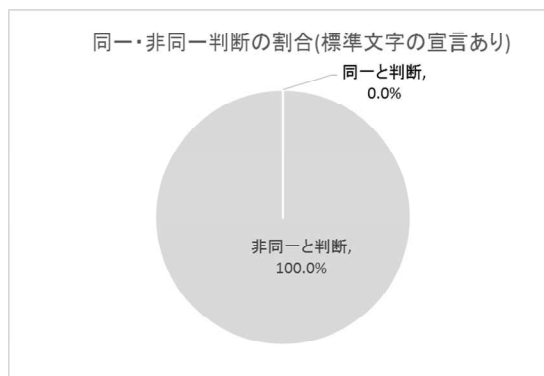


図 19-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 19-3 に示す。

ニュージーランドにおいては連続商標制度が認められており、複数の商標画像のうちの一つ以上が同一であれば、同一と認定されている事例が多数確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違は全事例で確認されたが、これは、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 19-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	1	346	347
色	0	0	0
背景	0	0	0
構成	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他（連続商標）	27	10	37
濃淡（参考）*1	6	1	7

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

ニュージーランドにおいて「構成」にかかる相違は確認されなかった。

エ ニュージーランドにおける同一性認証の事例










日本の運用では非同一と判断された事例を類型化して示す。

(ア) 連続商標

ニュージーランドにおいては連続商標制度が存在し、一つの基礎出願において複数の商標を含めることが可能である。連続商標とは複数の商標が重要明細（要部）において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一の出願ができ、連続商標として登録することができるものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。

表 19-4 連続商標の例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169126	基礎商標登録番号= 786223
		 
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	
②	国際登録番号= 1195861	基礎商標登録番号= 974464
		
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	
③	国際登録番号=1196437	基礎商標登録番号= 1085260
		
	(標準文字の宣言あり) 2つの商標のうち1つが同一である。	
④	国際登録番号= 1162568	基礎商標出願番号= 968557
		
	(標準文字の宣言あり) 2つの商標のうち1つが同一である。	

(イ) 書体 (フォント)

基礎商標が文字商標である場合、自国官庁データベースにおいて統一された書体 (フォント)、文字サイズ、色で表示されている。

表 19-5 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1150732	基礎商標出願番号= 972362
	ARANCIA	ARANCIA
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1153887	基礎商標出願番号= 966613
	TILCOR	TILCOR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1164836	基礎商標出願番号= 972937
	TROJAN	TROJAN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

ニュージーランドにおける標準文字及び連続商標に関する規定は以下のとおりである。

ア 標準文字制度について

ニュージーランドにおいて標準文字制度は存在していない³³が、書体に特徴のない文字により出願を行う場合、「文字商標」を指定する必要がある³⁴。ニュージーランド知的財産局は、当該商標が外観上特徴のある文字や装飾を有さない文字であるとして扱う。

イ 連続商標について

ニュージーランドでは以下のように連続商標制度が認められている。

ニュージーランド商標法

2013年7月1日までの改正を含む2002年法No.49³⁵

第5条 解釈(ii)c

「連続商標」とは、同一若しくは同一種類の商品又は同一若しくは同一種類のサービスの内の該当するものについての複数の商標であって、次の条件を満たしているものをいう。

- (a) それらの重要な明細が相互に類似していること、及び
- (b) 次の事項の1又は2以上においてのみ異なっていること
- (i) それらが使用されているか若しくは使用される予定の商品又はサービスの陳述
- (ii) 数量、価格若しくは場所名の陳述
- (iii) 商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない他の非識別的事項
- (iv) 色彩

³³ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ニュージーランド

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/nz.pdf#search=%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97

(アクセス日：2016年2月18日)

³⁴ How to apply for trade mark (IPONZ)

<http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/how-to-apply-for-a-trade-mark>

(アクセス日：2016年2月18日)

³⁵ ニュージーランド商標法(日本語訳)

https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/new_zealand/shouhyou.pdf

(アクセス日：2016年2月18日)

	<p>(暫定的拒絶通報のコメント)</p> <p>The term Armenia cognacs in class 33 needs to be corrected, because cognac is a variety of brandy which can be produced only in the wine-growing region surrounding the town Cognac in France (see annex).</p> <p>→ The correct term would probably be Armenian brandy.</p> <p>(「第 33 類におけるアルメニアコニャックの用語は訂正が必要である。コニャックはフランスのコニャック周辺のワイン育成地域のみで生産可能なブランデーの種類である (付属書類を参照)。正確な用語はアルメニアブランデーと思われる。」)</p>
<p>Assistance (mediation) of selling goods by means of post for the people with special printed catalogues. (terms considered too vague by the International Bureau rule 13.2.b) of the Common Regulations).</p> <p>(8)</p> <p>(「第 33 類におけるアルメニアコニャックの用語は訂正が必要である。コニャックはフランスのコニャック周辺のワイン育成地域のみで生産可能なブランデーの種類である (付属書類を参照)。正確な用語はアルメニアブランデーと思われる。」)</p> <p>(IR1193921、第 35 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

イ ニュージーランド (7 件)

2013 年において、ニュージーランドを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、国際登録単位で 32 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、7 件であり、割合としては 21.86% であった。

議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断しているものが多かった (下記(2)(4)(5)(6)(8)(9)~(11))。その他の例では、不明確かつ

区分が適さないと指摘された例（下記(1)）、役務の対象製品を明確とするよう示唆のあった例（下記(7)）などがあった。

<p>(1) <u>providing medical and scientific information in the field of pharmaceuticals and clinical trials.</u> (「医薬品及び臨床試験の分野における医学的及び科学的情報の提供」) (IR1181143, 1181144 共通、第 5 類)</p>	<p>→ (削除補正) (暫定的拒絶通報内のコメント) This highlighted wording⁷³ is unclear and appears to be incorrectly classified in class 5.) (「ここで強調箇所とした文言は不明確であり、第 5 類に分類されたのは誤りと思われる。」)</p>
<p>(2) providing on-line computer databases and on-line searchable databases in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations). (「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b))」) (IR1184149、第 35 類)</p>	<p>→ providing commercial and/or business information in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars by means of on-line computer databases and on-line searchable databases. (「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースによる、商業及び/又はビジネス情報の提供」)</p>
<p>(3) <u>providing a website featuring information about juvenile products, child care, child safety, home safety, and child health.</u> (「子供向け製品、育児、子供の安全、家庭内の安全及び子供の健康に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」) (IR1176220、第 35 類)</p>	<p>→ providing a website featuring information about juvenile products, child care products, child safety products, home safety products, and child health products. (「子供向け製品、育児製品、子供の安全のための製品、家庭内の安全のための製品、及び子供の健康のための製品に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」)</p>

⁷³ この部分は左列の下線部である。

<p>Providing on-line computer databases and on-line searchable databases in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b)) 」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>Providing educational, entertainment and/or cultural information in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars via means of on-line computer databases and on-line searchable databases</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースによる、教育、娯楽及び／又は文化情報の提供」)</p>
<p>providing on-line information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する情報のオンラインによる提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b)) 」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>providing on-line educational, entertainment and/or cultural information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する、教育、娯楽及び／又は文化情報のオンラインによる提供」)</p>

<p>providing a website where for users to create, provide, track, manage and view information, reviews, ratings, and recommendations in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations).</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における情報、評価、評定及び推奨を、利用者が作成、提供、追跡、管理及び閲覧するためのウェブサイトの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている—共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>→ providing educational, entertainment and/or cultural information by means of a website enabling users to create, provide, track, manage and view information, reviews, ratings, and recommendations in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars.</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における情報、評価、評定及び推奨を、利用者が作成、提供、追跡、管理及び閲覧することを可能とするウェブサイトによる、教育、娯楽及び／又は文化情報の提供」)</p>
<p>(7) Entertainment services, namely featuring information on a wide range of topics and/or news articles via a website</p> <p>(「娯楽サービス、すなわちウェブサイトによる各種の話題及び／又はニュース記事に関する情報を特徴とするもの」)</p> <p>(IR1183150、第 41 類)</p>	<p>Entertainment services, namely providing a website featuring entertainment information on a wide range of topics and/or entertainment news articles.</p> <p>(「娯楽サービス、すなわち各種の話題及び／又は娯楽ニュース記事に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(8) <u>Providing</u> access to an on-line database of still images, moving images, audiovisual images, and text (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations)</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストのオンラインによるデータベースへのアクセスの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然とみなされる—共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1168534、第 42 類)</p>	<p>(補正示唆案)</p> <p>→ Hosting an on-line database of still images, moving images, audiovisual images, and text</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストのオンラインによるデータベースのホスティング」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>→ “Providing access to” → “hosting”</p>

<p>(9) providing a website featuring information and links relating to other on-line resources for still images, moving images, audiovisual images, and text (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations).</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストの、他のオンライン情報源に関する情報及びリンクを特徴とするウェブサイトの提供（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然とみなされる－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1168534、第 42 類)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>→ hosting a website featuring information and links relating to other on-line resources for still images, moving images, audiovisual images, and text.</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストの、他のオンライン情報源に関する情報及びリンクを特徴とするウェブサイトのホスティング」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>→ “Providing” → “hosting”</p>
<p>(10) Indicating membership in an association of mechanical engineers (Terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「機械エンジニア組合の構成員の表示（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1183443、第 42 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(11) matching of consumers of wine and other beverage with other consumers of similar tastes and interests (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations).</p> <p>(「ワイン及びその他の飲料の消費者に、類似する嗜好及び趣味を有する他の消費者を紹介すること（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1184149、第 45 類)</p>	<p>→ social introduction agency services which involve matching consumers of wine and other beverage with other consumers of similar tastes and interests.</p> <p>(「ワイン及びその他の飲料の消費者に、類似する嗜好及び趣味を有する他の消費者を紹介することに関する、社会的紹介代理サービス」)</p>

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>